

令和2年12月23日
国住心第326号

各（都道府県）住宅担当部長 殿
政令市 福祉担当部長 殿
中核市

国土交通省住宅局安心居住推進課長
（ 公 印 省 略 ）

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正について

「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」（平成13年国土交通省令第115号。以下「施行規則」という。）については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。）が、令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日より施行されることにより、一部改正されることとなっている。

改正省令の施行に伴う一部改正にあたっては、下記事項にご留意いただき、法令に基づく終身建物賃貸借事業制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

また、貴管下市町村に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、施行規則においても押印を求めている手続について、押印を不要とするための所要の改正を行うこととしたものである。

※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

第2 改正の概要

改正省令による改正前の施行規則では、別記様式（終身建物賃貸借の事業認可申請書）において、「印」の欄を設けることにより押印を求めていたところ、改正後の施行規則で

は、「印」を削り、押印を不要とする。

第3 経過措置について

改正省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。

以 上